

令和3年度事業計画書

I. 奨学生に対する奨学金の貸与

1. 貸与対象

奨学金の貸与を受けることができる者は、次のことを原則とする

- (1) 保護者が県内に住所を有する者
- (2) 向学心に燃え、優れた資質をもちながら、経済的理由で修学が困難な者
- (3) 専修学校（高卒）、短期大学（高専を含む）、大学（大学院）に入学する者

2. 貸与員数及び貸与金額

(単位：円)

区分	専修学校		短期大学		大 学		大 学 院		計	
	月額 50,000 円	月額 50,000 円	月額 50,000 円	月額 50,000 円	月額 50,000 円	月額 50,000 円	月額 50,000 円	員数	金 額	
令和 3 年度	3	1,800,000	2	720,000	4	2,400,000	8	4,800,000	100	59,520,000
	5	3,000,000	2	1,200,000	70	42,000,000				
令和 2 年度	9	5,400,000	1	360,000	3	1,800,000	5	3,000,000	113	67,560,000
	8	4,800,000	6	3,600,000	75	45,000,000				
令和 元 年度	1	600,000	3	1,080,000	4	2,400,000			89	52,680,000
	11	6,600,000			3	1,800,000				
30 年度			1	600,000	5	3,000,000			63	37,800,000
					57	34,200,000				
29 年度			4	2,400,000	5	3,000,000			11	6,300,000
					※1	300,000				
28 年度					1	600,000			3	1,650,000
					※1	450,000				
計	37	22,200,000	19	9,960,000	310	185,550,000	13	7,800,000	379	225,510,000

1. 各校種の区分について

- (1) 専修学校の、上段は4か年、下中段は3か年修学の医療学部生
  - (2) 短期大学の、最上段は5か年修学の高等専門学校生
  - (3) 大学の、最上段は6か年修学の医薬学部生、また上中段は3か年、下中段は2か年修学の編入生
- ※印は休学より復学した者の残貸与額

2. 貸与金額について（24年度から改正）

- (1) 専修学校・短期大学・大学（医薬学部を含む）・大学院
  - ①24年度採用生から 月額 50,000円（年額 600千円）
- (2) 高等専門学校
  - ①1-3学年生 月額 30,000円（年額 360千円）
  - ②4-5学年生 月額 50,000円（年額 600千円）

### 3. 奨学生の採用数等

校 種	平成9年度から令和2年度		令和3年度	令和3年採用 後奨学生	備 考
	採用者	卒業・退学者	採用予定者		
専修学校	162	133	8	37	2. 3. 4か年修学
短期大学	59	53	2	8	2. 3か年修学
高等専門学校	28	19	2	11	5か年修学
大学（編入）	32	23	6	15	2か年修学
大学	1,016	813	70	273	4か年修学
大学・医薬学	55	37	4	22	6か年修学
大学院・修士	125	120	8	13	2か年修学
大学院・博士	6	6	0	0	3か年修学
大学院・医薬部	1	1	0	0	4か年修学
大学院・航空科学	3	3	0	0	5か年修学
合 計	1,487	1,208	100	379	

(注) 1. 選考委員会の開催の日時（予定） 令和3年5月13日（木） 10:00から

2. 令和3年度選考後の奨学生数（予定）は 379名

## II. 助成事業

### 1. 事業の対象

長崎県内の主として離島地域において、教育活動全般に関わる取り組みや、スポーツ・芸術・文化活動等の地域活性化に繋がる事業を行う学校、及び学校の管理下において活動する団体。

### 2. 事業の内容

(1) 主として離島地域の小・中・高校及び特別支援学校が、単独または複数校連携して行っている、優れた教育活動に対する助成。

(2) 主として離島地域の小・中・高校及び特別支援学校を対象として、各学校が希望する備品の寄贈。

### 3. 助成額

各事業1件あたり50万円以内を20件程度/500万円以内を数件

### 4. 助成期間

原則として単年度とする。ただし、活動の内容により継続・隔年での助成も可能である。その場合は、5年、5回を限度とする。

### 5. 募集方法

本財団や関係機関HPに募集要項を掲載し、広く募集を行う。また、長崎県教育委員会、各市町教育委員会に募集要項等の関係書類を送付し周知を図る。

### 6. 応募方法

助成を希望する学校・団体は、学校にあつては校長等、団体は責任者を通して応募するものとする。応募書類の提出は、高校及び特別支援学校は直接長崎県教育委員会に、それ以外は各市町教育委員会を通して長崎県教育委員会に提出するものとする。

### 7. 選考基準

1. 活動の公益性
2. 児童生徒の参加状況
3. 地域における評価
4. 経費状況 等

### 8. 選考方法

長崎県教育委員会の推薦に基づき、本財団の選考委員会で助成先の決定を行い、助成対象の学校、団体名を公表する。

9. 応募の締め切り及び決定

1. 応募書類は5月末日までに長崎県教育委員会に提出する。
2. 本財団は6月中旬までに助成先の決定を行い、速やかに助成を開始する。

10. 事業報告書等の提出

助成を受けた学校、団体は、本財団所定の事業報告書（3月末まで）、領収書等必要な書類（2月末まで）を本財団に提出する。

11. 事業計画の変更について

1. やむを得ない事由により申請した事業が実施できなかつたり、申請内容と相違が生じたりした場合（一部変更や遅延など）は、その旨を速やかに本財団に連絡して承認を受けること。
2. 事業の中止または変更等があった場合については全部または一部を返還させる。

12. 助成の取り消し

万一、下記の事項に該当した場合は、助成の全部または一部取り消しをおこない、指定の期日までに返還を求める。

- (1) 申請内容に不正があったと当財団が認めた場合
- (2) 承認を受けず事業計画の全部または一部を変更したと当財団が認めた場合
- (3) 助成の用途変更に必要な理由がないと当財団が認めた場合